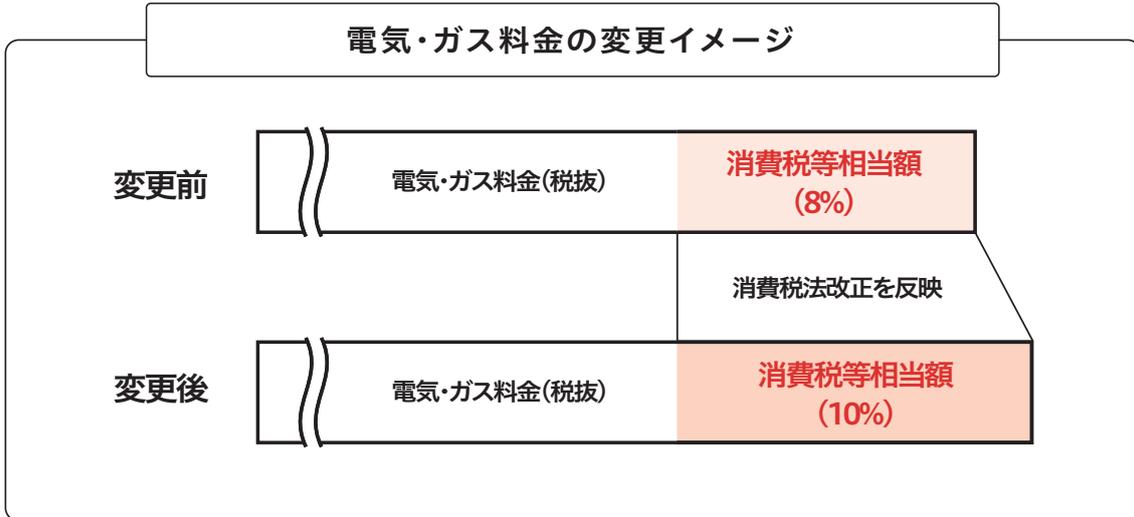


消費税法改正に伴う電気・ガス料金のご請求金額変更

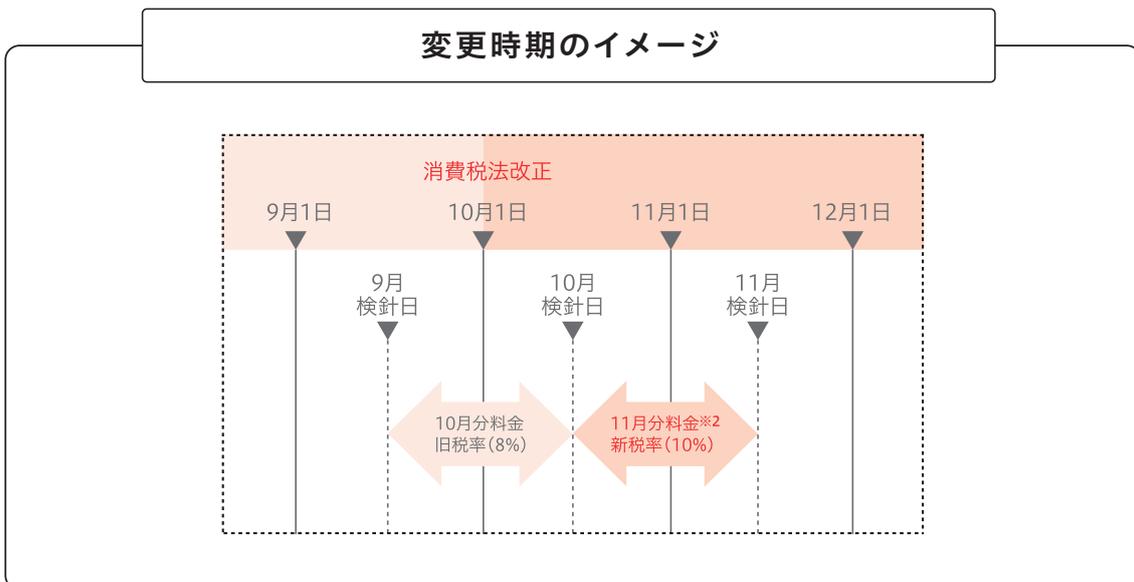
1. 電気料金等の変更内容について

電気・ガス料金には、消費税等相当額が含まれています。そのため、消費税法改正を反映した料金に変更させていただきます。なお、消費税等相当額以外の料金の変更はございません。



2. 電気料金等の変更時期について

2019年9月30日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、原則として2019年11月分^{※1}の電気・ガス料金から変更させていただきます。



※1 10月検針日から11月検針日前日までのご使用料金を「11月分料金」といいます。

※2 お引越などので2019年10月1日以降新たに電気またはガスのご契約をされたお客さまは、2019年10月分料金から新税率(10%)が適用となります。